



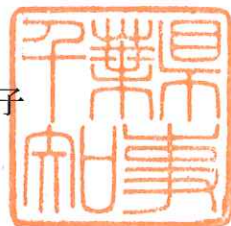
# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都中央区八丁堀四丁目9番6号

氏 名 株式会社エコグリーン  
代表取締役 石井光暢

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 堂 本 暁 子



許可の年月日 平成18年 5 月22日

許可の有効期限 平成23年 5 月21日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

木くず（石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙のとおり

3. 許可の条件

産業廃棄物の処理及び保管は、2. に掲げる処理能力を超えて行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 5 月22日	新規許可
平成20年 5 月27日	変更届（ベルトコンベアーの移設）
平成20年 7 月22日	変更届（破碎施設の廃止）

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

\*\*\*\*\*

6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

## 許可証別紙

## 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	処理能力又は保管量 (許可年月日及び許可番号)	数量	設置場所
木くずの破砕施設	34.0 t/日 (8時間) (平成17年12月27日設置許可, 第17-1-194号)	1	千葉県匝瑳市大寺 字木ノ宮 1473番1, 1474番1, 1475番1, 1476番1 字助エ門坂 1462番1, 1462番2 字山田 1462番1
	27.6 t/日 (8時間) (平成17年12月27日設置許可, 第17-1-195号)	1	
	14.7 t/日 (8時間) (平成17年12月27日設置許可, 第17-1-196号)	1	
木くずの保管施設	115.6 m <sup>3</sup> 267.4 m <sup>3</sup>	1	
木くずの保管施設	152.4 m <sup>3</sup> 228.6 m <sup>3</sup>	1	
木くずチップの保管施設	10.5 m <sup>3</sup> 7.9 m <sup>3</sup>	1	
おがくずの保管施設	42.0 m <sup>3</sup> 63.0 m <sup>3</sup>	1	
おがくずの保管施設	24.0 m <sup>3</sup> 36.0 m <sup>3</sup>	1	
おがくずの保管施設	75.0 m <sup>3</sup> 112.5 m <sup>3</sup>	1	
おがくずの保管施設	44.7 m <sup>3</sup> 84.1 m <sup>3</sup>	1	

以下余白